平成２４年（フ）第３８７号
神奈川県足柄上郡山北町山北2009番地の１
債務者　武内　秀人
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８９号
神奈川県平塚市横内3130番地　県営横内アパート47―402号
債務者　池田久美恵
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０２号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘19番14号
債務者　水田　文子
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０６号
神奈川県平塚市横内4334番地　ハイツいとうＡ―101
債務者　山内　君代（旧姓大柳）
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９２号
新潟市北区川西３丁目12番５号
債務者　横山　弘治
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３号
新潟市北区川西３丁目12番５号
債務者　横山　辰二
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４９号
新潟市中央区親松95番地１
債務者　遠藤　素明
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
新潟県村上市瀬波新田町８番14号
債務者　鈴木　三男
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２０号
新潟県村上市瀬波新田町８番14号
債務者　加藤トリイ
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第９７号
新潟県新発田市月岡温泉562番地４
債務者　齋藤　雪子
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第９８号
新潟県村上市北中1028番地１
債務者　齋藤　庄子
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２１６号
愛知県犬山市大字五郎丸字森上１番地101
債務者　八巻　正訓
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４３号
兵庫県西脇市黒田庄町大伏342番地
債務者　宮崎美津子
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第２０６号
香川県高松市飯田町1035番地１　市営住宅飯田町団地34棟243号
債務者　池田　厚子（旧姓岡村・松尾）
１　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２１３号
愛知県春日井市牛山町1029番地94、従前の住所愛知県春日井市惣中町１丁目59番地　プリミエール勝川Ⅱ201号
債務者　髙松　利雄
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１４号
愛知県春日井市牛山町1029番地94、従前の住所愛知県春日井市惣中町１丁目59番地　プリミエール勝川Ⅱ201号
債務者　髙松　和美
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６号
北海道苫小牧市春日町１丁目９番９号
債務者　須藤　禮子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４６７号
仙台市太白区袋原１丁目21番３号
債務者　高橋真喜男
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係